書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０２０号

東京都港区浜松町２丁目２番15号　浜松町ダイヤビル２Ｆ
清算株式会社　株式会社ＮＴＩ整理会社
代表清算人　中山亮
１　決定年月日　令和８年５月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号

岡山県津山市大手町２番地の１３
清算株式会社　ＳＨ株式会社
代表清算人　　石井繁好
１　決定年月日　令和８年５月１８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

岡山地方裁判所津山支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０１３号

東京都渋谷区代官山町１－１ＧＲＡＶＡ代官山１Ｆ
清算株式会社　株式会社ｉｎｃｏｒｄホールディングス
代表清算人　清野　浩二
１　決定年月日　令和8年５月18日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙記載の債権者に対し、換価代金から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を支払い、残債権の免除を受ける。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価し、債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、債権者が前項の弁済の後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

以　上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始